

令和 6 年 6 月 10 日現在

機関番号：14301

研究種目：挑戦的研究（萌芽）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K20772

研究課題名（和文）談合に関する社会実験

研究課題名（英文）A Field Experiment on Anticompetitive Behavior

研究代表者

中林 純（Nakabayashi, Jun）

京都大学・経済学研究科・教授

研究者番号：30565792

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 4,900,000円

研究成果の概要（和文）：公共事業の入札に参加する企業のコンプライアンスプログラムの有効性を調査するため、フィールド実験を行い、企業の一部に、その企業が違法な入札不正行為に関与している可能性があることを伝達した。この介入により、入札行動が変化したことを確認した。具体的には、介入後に処置企業の入札データに適用した入札不正行為のテストでは、競争の帰無仮説を棄却しにくくなった。しかしながら、この変化は企業が共謀を停止した結果ではないという証拠も発見した。介入後も企業が共謀を続けている事実は、カルテル企業による証拠の積極的な隠蔽が示唆されるほか、談合が組織的に行われていることに矛盾しないことが分かった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

スクリーニングの手法の効果や応用可能性について、実証的なデータに基づいて検証した。法令順守の方法として、厳格な法執行を伴わない規制手段についてその有効性を確認した。同時に、企業が組織的に違法行為に関与している場合、社内コンプライアンスを通じた自浄効果はまず期待し得ず、行政・司法からの厳重な処罰による法令順守の担保が必要であることが明らかになった。

研究成果の概要（英文）：To investigate the effectiveness of compliance programs among companies participating in public works bidding, a field experiment was conducted. Some companies were informed of the possibility that they might be involved in illegal bidding irregularities. This intervention resulted in changes in bidding behavior. Specifically, after the intervention, it became more difficult to reject the null hypothesis of bid irregularities when applied to bidding data of treated companies. However, evidence suggested that this change was not due to companies ceasing collusion. The fact that companies continued collusion even after the intervention suggests active concealment of evidence by cartel companies and is consistent with the organized nature of bid-rigging.

研究分野：産業組織

キーワード：コンプライアンス 独占禁止法 フィールド実験

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

データから不正行為をスクリーニングする手法は、不正金融取引や診療報酬の不正請求の発見などさまざまな分野で活用されている。近年の AI 技術の進歩等により、スクリーニングは、その精度が今後飛躍的に向上していくことが予想されており、捜査機関をはじめ、内部監査等においてもその使用が拡大していくことが期待される。

不正行為の抑止力は、伝統的な経済学的においては、摘発された時に課されるペナルティ額と、摘発される確率の積の大きさに依存するとされている。しかし現実的には、刑事・行政罰等でペナルティを加えるには裁判でその違法行為を証明する必要があり、さらにペナルティ金額の多寡についても裁判で争われるケースは多い。このことから、特にリソースが限られた執行部局にとっては、不正行為を抑止するのに十分な頻度で法執行ができないことも多い。スクリーニングの精度向上により、不正行為の発見確率が高まれば抑止力の期待値は上昇するから、不正行為の抑止につながる。日進月歩で発展するスクリーニング手法により、スクリーニングの不正行為の抑止効果の検証が求められる。

2. 研究の目的

本研究では、スクリーンに不正行為抑止の十分な効果があるのかどうかをフィールド実験の手法を用いて検証する。具体的には、独占禁止法違反行為である談合を繰り返している可能性が高い企業群をランダムに二つに分け、処置群に対してはスクリーニングの方法及び結果を通知する。対照群との間で、通知前後で企業行動どの程度変化したのかを、データ上で比較することを通じて、スクリーニングの効果を検証する。

3. 研究の方法

国土交通省の入札データを用いて談合スクリーニングを行う。過去に談合事件に関与した企業の入札パターンに特徴がみられることからその談合と同様のパターンの入札がみられるかどうか分析した。200社を超える企業が、統計的に有意に、前述の舗装談合と同様なパターンの入札を行っている可能性があることがわかり、これら企業群を被験企業としてフィールド実験を行った。処置群にはスクリーニング手法と分析結果を添えて送付し、その後対照群の間で入札行動に変化が生じるかを観察した。

具体的なスクリーニング手法は以下のとおりである。公共工事の入札等でしばしば用いられる総合評価落札方式では、価格だけでなく、品質や過去の実績等、多面的な要素を総合的に評価して落札者を決める。したがって構造上、価格順位が1位となっても落札できる保証はないのだが、過去の談合の入札では、価格1位業者が常に落札している。特に、落札者の総合点が次点の者と僅差だった入札でも、落札者は常に価格順位が1位となっているものが談合の場合にはしばしば観察されることから、おそらく談合組織は、落札予定者以外が金額を十分に高くして入札していると考えられる。このような不自然な入札パターンを繰り返している200社以上の企業を特定し、実験の対象企業として使う

4. 研究成果

処置群の行動は対照群と比較して変化が見られたが、おそらく単に検知を逃れるために入札パターンを変えただけと思われる。というのも、処置群に送付したスクリーン手法とは異なる方法で談合の有無を分析すると、処置群の企業は未だに談合を続けている可能性が

高いことが判明したからである。さらにスクリーニング結果の通知前後で平均的な落札率などにも変化がみられなかったことから、スクリーニングをかいくぐるために入札行動を変化させたとみられる。

コンプライアンスが効果的に機能しており、談合が個人の判断で行われているのであれば、通知を受けた企業は、そうでなかった企業と比べ、談合を行わなくなると考えられる。しかし、談合が継続しているとするのならば、処置企業群は組織的に談合を行っている可能性があることと矛盾しない。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	山田 克宣 (Yamada Katsunori) (80533603)	近畿大学・経済学部・教授 (34419)	

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	川合 慶 (Kawai Kei)		

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関